

非常変災時（台風・地震等）の対応について 石切小学校 (H30.10.15)

◆東大阪市に台風に伴う警報(暴風・大雨・洪水いずれか一つでも)が発令された時 <学校は臨時休業>

1. 午前7時現在、警報が発令されている場合

○登校させないでください。

2. 午前7時～8時30分までの間に警報が発令された場合

○子どもがまだ在宅の場合は、登校させないでください。

○子どもが登校中、またはすでに登校している場合は、安全に配慮した登校班を単位とする集団下校により帰宅させます。

※保護者が不在、または居住地域に危険のおそれのある子どもについては学校一時待機(給食やその他食事の提供はできません)とし、保護者等にお迎えに来ていただきます。

3. 午前8時30分以降に警報が発令された場合

◎安全に配慮した登校班を単位とする集団下校により下校させます。

※保護者が不在、または居住地域に危険のおそれのある子どもについては学校一時待機(給食実施は下校時間により判断。給食以外の食事提供はできません)とし、保護者等にお迎えに来ていただきます。

◆東大阪市に特別警報(暴風・大雨のいずれか一つでも)が発令された時 <学校は臨時休業>

1. 午前7時現在、特別警報が発令されている場合

○登校させないでください。

2. 午前7時～8時30分までの間に特別警報が発令された場合

○子どもがまだ在宅の場合は、登校させないでください。

○子どもが登校中、またはすでに登校している場合は、学校で一時保護します。(給食やその他食事の提供はできません)

○特別警報が解除された場合は、屋外の状況や避難指示・勧告等に留意し、安全に配慮した登校班を単位とする集団下校により帰宅させます。

※保護者が不在の場合、学校一時待機(給食やその他食事の提供はできません)とし、保護者等にお迎えに来ていただきます。

3. 午前8時30分以降に特別警報が発令された場合

○子どもは学校で一時保護します。(給食有無は下校時間により判断。給食以外の食事提供はできません。)

○特別警報が解除された場合は、屋外の状況や避難指示・勧告等に留意し、安全に配慮した登校班を単位とする集団下校により帰宅させます。

※保護者が不在の場合、学校一時待機(給食やその他食事の提供はできません)とし、保護者等にお迎えに来ていただきます。

◆東大阪市または隣接5市町(大阪市・八尾市・大東市・生駒市・生駒郡平群町)に震度5弱以上の地震が発生した時

<学校は臨時休業>

1. 登校前に発生した場合

○登校させないでください。

2. 登校中、在校中に発生した場合（安全確保を優先して対応に当たります）

○学校で一時保護(給食やその他食事の提供はできません)するとともに、保護者等にお迎えに来ていただきます(集団下校は行いません)。

※発災翌日以降の学校再開については、教育委員会から指示がありますので、あらためて連絡します。

◆東大阪市(及び隣接5市町)に震度4以下の地震が発生した時

1. 通常通り授業を行うこととしていますが、被災状況等により臨時休業になる場合もあります

○臨時休業となった場合の対応は、「震度5弱以上の地震発生」の場合と同じです

◆東大阪市内(石切中学校区内の地域)に避難勧告・避難指示(緊急)が発令された時

<学校は臨時休業>

1. 午前7時現在、避難勧告・避難指示(緊急)が発令されている場合

○登校させないでください。

2. 午前7時～8時30分までの間に避難勧告・避難指示(緊急)が発令された場合

○子どもがまだ在宅の場合は、登校させないでください。

○子どもが登校中、またはすでに登校している場合は、学校で一時保護します。(給食やその他食事の提供はできません)

○避難勧告・避難指示(緊急)が解除された場合は、屋外の状況等に留意し、安全に配慮した登校班を単位とする集団下校により帰宅させます。

※保護者が不在の場合、学校一時待機(給食やその他食事の提供はできません)とし、保護者等にお迎えに来ていただきます。

3. 午前8時30分以降に避難勧告・避難指示(緊急)が発令された場合

○子どもは学校で一時保護します。

○避難勧告・避難指示(緊急)が解除された場合は、屋外の状況等に留意し、安全に配慮した登校班を単位とする集団下校により帰宅させます。

※保護者が不在の場合、学校一時待機(給食やその他食事の提供はできません)とし、保護者等にお迎えに来ていただきます。

◆その他

●お子さんを学校で待機させ、保護者の迎えを待たせるなどの対応を希望される場合は、日ごろからお子さんにしっかり伝えるとともに、学校(担任)にも連絡しておいてください。特に、警報が発令されそうときには、前もって対応の仕方等について確認をお願いします。

●上記基準に該当しない場合(注意報のみ発令など)は、原則として平常どおり授業を行います。大規模災害の可能性や被害の状況により、子どもの安全を優先し、学校や教育委員会の判断で臨時措置をとることがあります。

●警報等についての情報は、以下の方法で入手してください。

◆NHK テレビ (6:53～7:00 「ローカルニュース・気象情報」 テロップでも市町村ごとに警報等の情報が流れます。)

◆気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp/jma/index.htm>

◆「おおさか防災ネット」 <http://www.osaka-bousai.net/>

※携帯メールアドレスを「おおさか防災ネット」に登録すると防災情報が配信されます。

→ touroku@osaka-bousai.net に空メールを送信して手続きを行うことができます。配信地域選択の「市町村指定」で、「東大阪市」を選択すれば、警報等が発令された時に情報がメール配信されます。